第３編　風水害防災計画

第１章　風水害の想定

第１節　過去の風水害

白老町は、地形の影響から年間降水量が多く、過去に度々台風、大雨等による被害に見舞われている。この原因としては台風や低気圧が北海道の西側や南側を通過すると東から南寄りの風が強くなり、高温多湿な気流が北の山地を上昇して雨雲が発達し大雨を降らせやすい条件となっていること等が考えられる。

昭和 21 年（1946 年）以降の風水害等による主な被害状況は、資料編に掲載。

第２節　計画で想定する風水害

室蘭地方気象台における、白老町の降水量及び風速の観測値の極値・順位は、次のとおりである。

表　白老における降水量及び風速の観測値の極値・順位

要素名	第１位	第２位	第３位	統計期間
日降水量	442mm (1987.8.26)	240mm (1993.7.31)	198mm (1980.8.31)	1976 年 4 月～ 2023 年 1 月
日最大 1 時間降水量	84mm (1987.8.26)	68mm (1983.9.25)	68mm (1979.10.3)	1976 年 4 月～ 2023 年 1 月
月降水量	746mm (1981.8)	701mm (1987.8)	540mm (1980.8)	1976 年 4 月～ 2022 年 12 月
日最大風速	23.6m/s 東南東 (2016.8.30)	23.0m/s 東南東 (2016.2.29)	22.5m/s 東南東 (2018.9.5)	1977 年 10 月～ 2023 年 1 月
日最大 瞬間最大風速	32.0m/s 東南東 (2018.9.5)	31.4m/s 東南東 (2016.8.30)	31.1m/s 東南東 (2016.2.29)	2008 年 8 月～ 2023 年 1 月

出典：気象庁

表　森野における降水量の観測値の極値・順位

要素名	第１位	第２位	第３位	統計期間
日降水量	380.0mm (2025.9.13)	380.0mm (2011.8.21)	369.0mm (2025.10.1)	1976 年 4 月～ 2026 年 5 月
日最大 1 時間降水量	123.5mm (2025.10.1)	87.0mm (2025.9.13)	77.5mm (2011.8.21)	1976 年 4 月～ 2026 年 5 月
月降水量	1,041mm (1981.8)	729mm (1988.8)	672mm (1985.9)	1976 年 4 月～ 2026 年 5 月

出典：気象庁

第２章　気象業務に関する計画

第１節　気象業務に関する計画

１　気象等の予報区と担当官署

気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報、警報、注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等で、白老町に関係するものは次のとおりである。

（１）予報区

予報および警報・注意報の対象となる区域は、全国予報区、地方予報区、府県予報区、があり、全国予報区は気象庁本庁が担当する。

北海道においては、北海道地方予報区として札幌管区気象台が担当する。

北海道地方予報区は７つの府県予報区に分かれており、白老町は胆振・日高地方府県予報区に属し、室蘭地方気象台が担当する。

府県予報区は、気象特性及び地理的特性により一次細分区域に分割され、それをさらに細分した市町村等をまとめた地域と二次細分区域（市町村等）がある。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
胆振・日高地方	胆振地方	胆振中部	白老町、登別市、室蘭市、苫小牧市

ア　「一次細分区域」とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

イ　「二次細分区域」とは、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

また、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。

ウ　海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする

エ　「市町村等をまとめた地域」とは、二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。



特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域

（２）地方・府県予報区担当官署の予報等の発表回数及び時間

気象官署別の予報（注意報を含む）、特別警報、警報並びに気象情報（潮位情報や天候情報を含む）等の種類と発表回数及び時間は、次のとおりである。

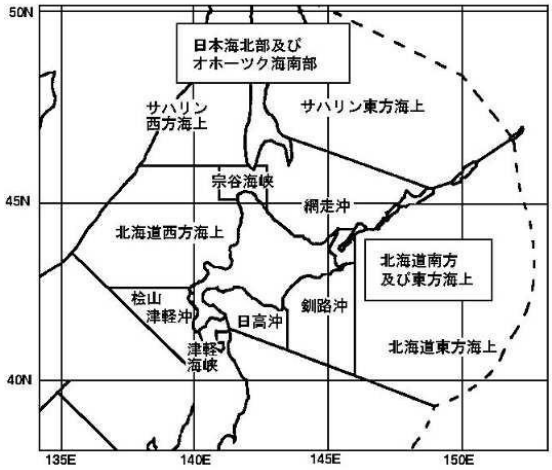
担　当　官　署	予警報等の種類	回　　数
札幌管区気象台 （地方予報区担当官署）	地方天気予報	毎日３回（05.11.17 時）
	（地方天気分布予報）	
	地方週間天気予報	毎日２回（11.17 時）
	地方季節予報	
	早期天候情報	原則毎週２回（月・木）
	１か月予報	毎週１回（木）
	３か月予報	毎月１回
	暖候期予報	毎年１回（２月）
	寒候期予報	毎年１回（９月）
	地方気象情報	随時
室蘭地方気象台 他６官署 （府県予報区担当官署）	府県天気予報	毎日３回（05.11.17 時）
	地域時系列予報	毎日３回（05.11.17 時）
	府県週間天気予報	毎日２回（11.17 時）
	特別警報・警報・注意報	随時
	府県気象情報	随時

（３）海上予報区

船舶の利用に適合する予報・警報は、海上予報区に発表される。海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区の中を 12 に分割した地方海上予報区からなっており、白老町沖合いの海域は、「北海道南方及び東方海上」のうちの「日高沖」に含まれ、札幌管区気象台が担当している。

海上予報区の細分区域

地方海上予報区名	細分海域	担当気象官署
北海道南方及び東方海上	日高沖	札幌管区気象台



地方海上予報区

２　気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次のとおりである。

（１）特別警報・危険警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア　種類及び発表基準

（ア）特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけるもの

発表名称	発表基準
レベル５ 氾濫特別警報	台風や集中豪雨等により、河川氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表される。※
レベル５ 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。
レベル５ 土砂災害特別警報	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表される。
レベル５ 高潮特別警報	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により、浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表される。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。

※洪水予報河川以外の河川については、レベル５大雨特別警報の中で扱う。出典：気象庁

（イ）危険警報

危険警報は、重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報。

発表名称	発表基準
レベル４ 氾濫特別警報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、氾濫危険水位に達した場合に発表される。※
レベル４ 大雨危険警報	表面雨量指数がレベル４大雨危険警報の対象となる１ｋｍ格子において、レベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合や、流域雨量指数がレベル４危険警報の対象となる河川の１ｋｍ格子において、レベル４大雨危険警報の基準値に到達することが、予想される場合に発表される。
レベル４ 土砂災害危険警報	６０分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル４土砂災害危険警報の基準に到達することが予想される場合に発表される。（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合）
レベル４ 高潮危険警報	水位又は潮位がレベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね６時間前までに発表）

※洪水予報河川以外の河川については、レベル４大雨危険警報の中で扱う。出典：気象庁

（ウ）警報

重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行われる予報

発表名称	発表基準
レベル３ 氾濫警報	氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合や、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。
レベル３ 大雨警報	表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。
レベル３ 土砂災害警報	６０分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合）に発表される。
レベル３ 高潮警報	水位又は潮位がレベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒が呼びかけられる。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報が発表される。
波浪警報	高波による避難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

※洪水予報河川以外の河川については、レベル３大雨警報の中で扱う。　　出典：気象庁

（エ）注意報

災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行われる予報

発表名称	発表基準
レベル２ 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合に発表される。
レベル２ 大雨注意報	表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル２大雨注意報に基準値に到達することが予想される場合に発表される。※
レベル２ 土砂災害注意報	６０分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。
レベル２ 高潮注意報	水位又は潮位がレベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表される。（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね１８時間前までに発表）
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意が呼びかけられる。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。

発表名称	発表基準
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩壊することによる人や建物の被害が発生するおそれのあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温０度付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれのあるときに発表される。

※洪水予報河川以外の河川については、レベル２大雨注意報の中で扱う。　出典：気象庁

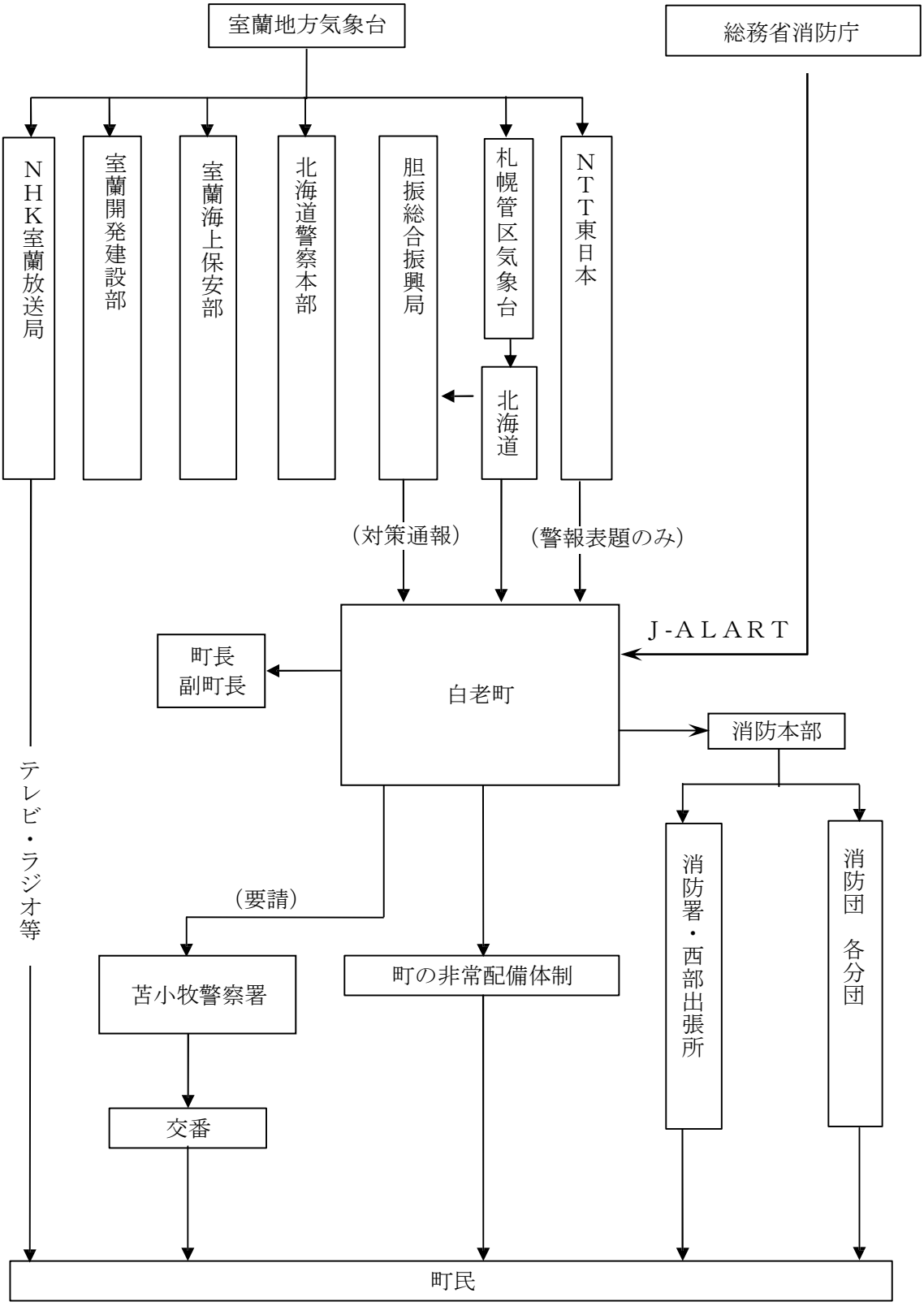
イ　防災気象情報と警戒レベル

情報	とるべき行動	警戒レベル
・レベル５特別警報 ・キキクル「災害切迫」（黒）	地元の自治体が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保して下さい。	警戒レベル５相当
・レベル４危険警報 ・キキクル「危険」（紫）	地元の自治体が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。 災害が想定されている区域内等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自らの避難の判断をして下さい。	警戒レベル４相当
・レベル３警報 ・キキクル「警戒」（赤）	地元の自治体が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自らの避難の判断をしたりして下さい。	警戒レベル３相当
・キキクル「注意」（黄）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル２相当
・レベル２注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。	警戒レベル２
・早期注意情報（警報級の可能性）	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。	警戒レベル１

出典：気象庁

ウ　特別警報・警報・注意報の伝達
次の系統図により伝達する。

気象警報等伝達系統図



エ　キキクルの種類と概要

種類	概要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数（※）の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。
※　各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	

出典：気象庁

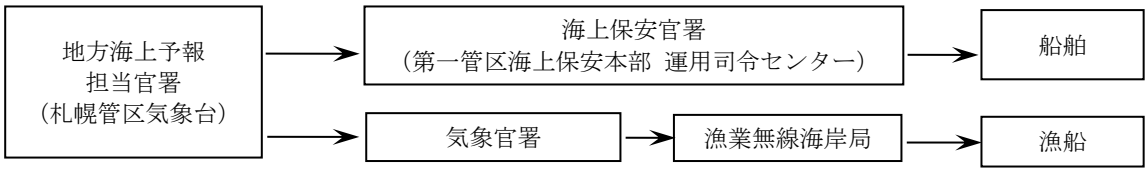
（２）海上警報

ア　警報の種類及び発表基準

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の５種類に分けて発表される。

海上警報の種類	説　　明	
海上台風警報	台風による風が最大風速 64 ノット以上。	気象庁風力階級表の風力12に相当。
海上暴風警報	最大風速48ノット以上。	気象庁風力階級表の風力10以上に相当。
海上強風警報	最大風速34ノット以上48ノット未満。	気象庁風力階級表の風力８又は９に相当。
海上風警報	最大風速28ノット以上34ノット未満。	気象庁風力階級表の風力７に相当。
海上濃霧警報	視程（水平方向に見通せる距離）0.3 海里（約 500m）以下（瀬戸内海は0.5海里（約１ｋｍ以下））。	
その他の海上警報	風、霧以外の現象について「海上（現象名）警報」として警報を行うことがある。（例：海上着氷警報、海上うねり警報など。）	

イ　海上警報は、次の系統図により伝達する



（注）　・気象官署（札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内）
・漁業無線海岸局（稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙流（興部）、根室、釧路、岩内、余市、小樽、新星マリン（留萌）、北るもい（羽幌）、増毛）

（３）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断の支援をするため、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から発表される。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

（４）河川における水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表（水防法第２条第７項）。

水防法第 16 条第１項の規定により、北海道知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表する。白老町においては、白老川が指定されており、胆振総合振興局室蘭建設管理部が水防警報を発表する。

なお、白老川は水防法第 13 条第２項の規定により、北海道知事が指定した水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）である。

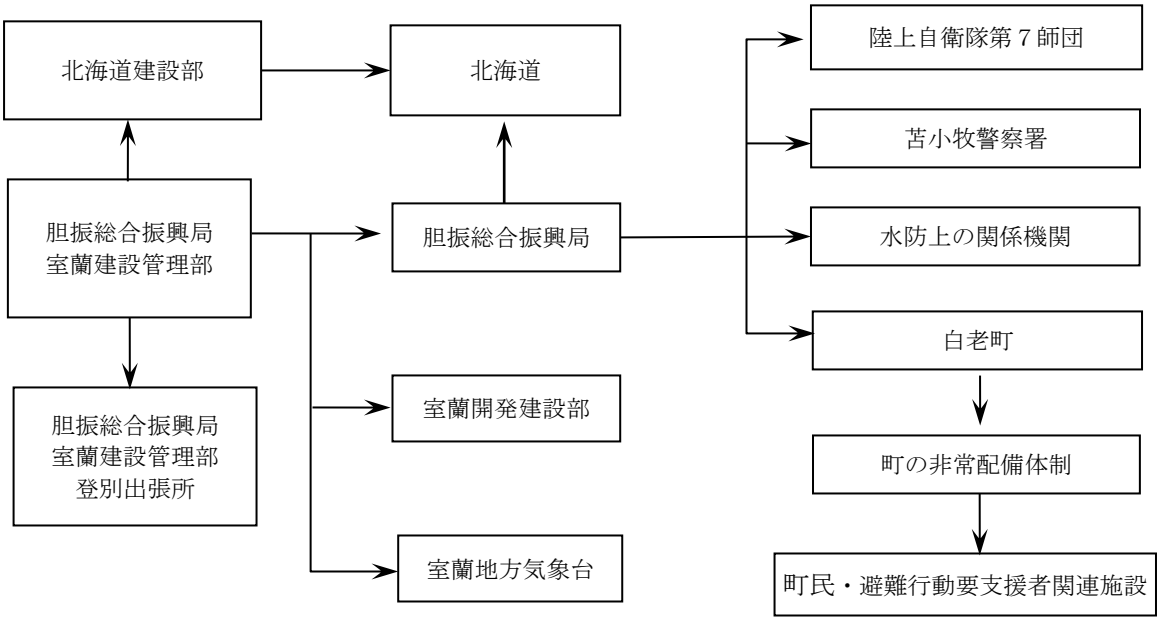
ア　白老川における水防警報の種類、内容、発表基準及び水位

種類	内容	発表基準	水位
待機	１．増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２．水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。	４．９８ｍ
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	５．２４ｍ
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。	５．５９ｍ
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は氾濫注意水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。	５．８４ｍ
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	５．２４ｍ
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。	－

イ　水位観測場所
大昭和下流（白老町字白老地先）

ウ　水防警報の伝達

水位周知河川（白老川）についての水防警報は、胆振総合振興局室蘭建設管理部が発表し、伝達は次による。



（５）海岸における水防警報

水防法第 16 条第１項の規定により、国土交通大臣が指定した海岸についての水防警報は、国が発表する。白老町においては、胆振海岸が指定されており、北海道開発局室蘭開発建設部が水防警報を発表する。

ア　胆振海岸（白老海岸）の水防警報の種類、内容、発表基準

（ア）種類、内容

波浪の場合

発令種類	行動内容
待機・準備	待機準備発令と同時に、当番の消防職員（以下、職員と称す）が出動準備態勢（水防団の準備、水防資機材の整備、避難場所の再確認、輸送の再確認）を整える。また、情報収集を行い、必要に応じて勤務時間外の職員を必要数動員する。さらに、あらかじめ出動地点及びルートを選定しておく。
出動	出動要請の連絡を受け、出動地点までのルートの安全を確認したうえで出動する。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警戒し、避難誘導・浸水対策等の水防活動を実施しながら、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保を開始する。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保したうえで、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う。
距離確保解除	水防活動を実施するうえで、激しい越波が解消したと判断されるとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

（イ）発表基準

発令種類	白老地区	北吉原地区
待機・準備	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 以上かつ有義波周期 10.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 以上かつ有義波周期 8.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
出動	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.5m 以上かつ有義波周期 10.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.5m 以上かつ有義波周期 9.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保準備	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.3m 以上かつ有義波周期 11.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.3m 以上かつ有義波周期 10.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.9m 以上かつ有義波周期 12.0s 以上または気象情報、CCTV 情報等により越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.8m 以上かつ有義波周期 10.5s 以上または気象情報、CCTV 情報等により越波またはその流水等で水防活動を実施するうえで危険な範囲が生じると判断されるとき
距離確保解除	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.9m 未満かつ有義波周期 12.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動をするうえで激しい越波による危険が解消したと判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.8m 未満かつ有義波周期 10.5s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動をするうえで激しい越波による危険が解消したと判断されるとき
解除	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満または有義波周期 10.0s を下回り気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき	苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満または有義波周期 8.5s を下回り気象情報、CCTV 情報等を勘案して水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

（ウ）津波の場合

発令種類	内　容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要が認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報及び津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする海岸状況が解消したと認めるとき。

イ　基準観測所及び諸元

【通常時】苫小牧港波浪観測所における水防警報発表基準

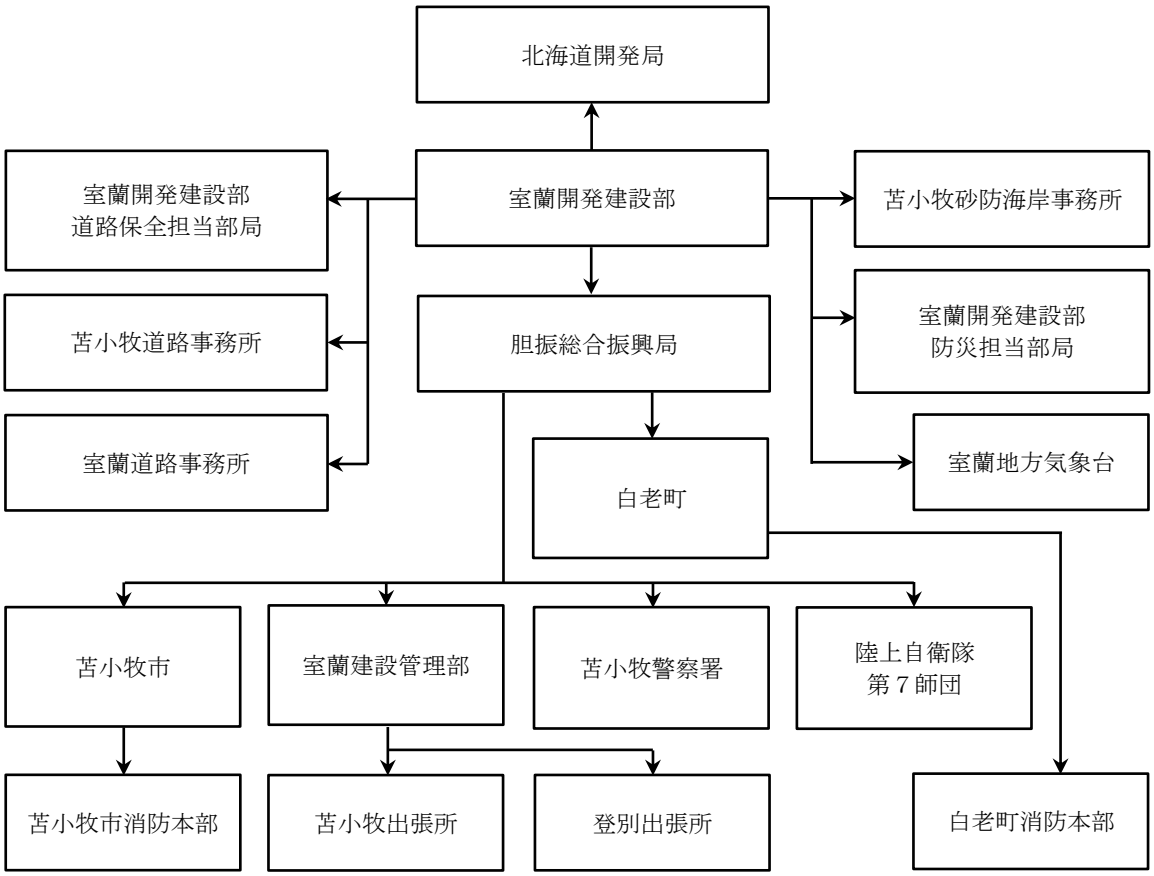
地　　区	苫小牧港波浪観測所（北緯 42° 32′ 39″ 東経 141° 26′ 46″）				
		待機・準備	出動	距離確保準備	距離確保
白老地区（別々川～白老川）	有義波高	3.1m	3.5m	4.3m	4.9m
	有義波周期	10.0s	10.5s	11.5s	12.0s
北吉原地区（白老川～敷生川）	有義波高	3.1m	3.5m	4.3m	4.8m
	有義波周期	8.5s	9.0s	10.0s	10.5s

【苫小牧港波浪観測所が使用できない場合】虎杖浜波浪観測所における水防警報発表基準

地　　区	虎杖浜波浪観測所（北緯 42° 27′ 59″ 東経 141° 14′ 58″）				
		待機・準備	出動	距離確保準備	距離確保
白老地区（別々川～白老川）	有義波高	3.7m	3.9m	4.8m	5.2m
	有義波周期	8.5s	9.0s	10.5s	11.0s
北吉原地区（白老川～敷生川）	有義波高	3.3m	3.6m	4.1m	4.6m
	有義波周期	10.0s	10.5s	11.5s	12.0s

ウ　水防警報の伝達

胆振海岸（白老海岸）についての水防警報は、北海道開発局室蘭開発建設部が発表し、伝達は次による。



（６）火災気象通報

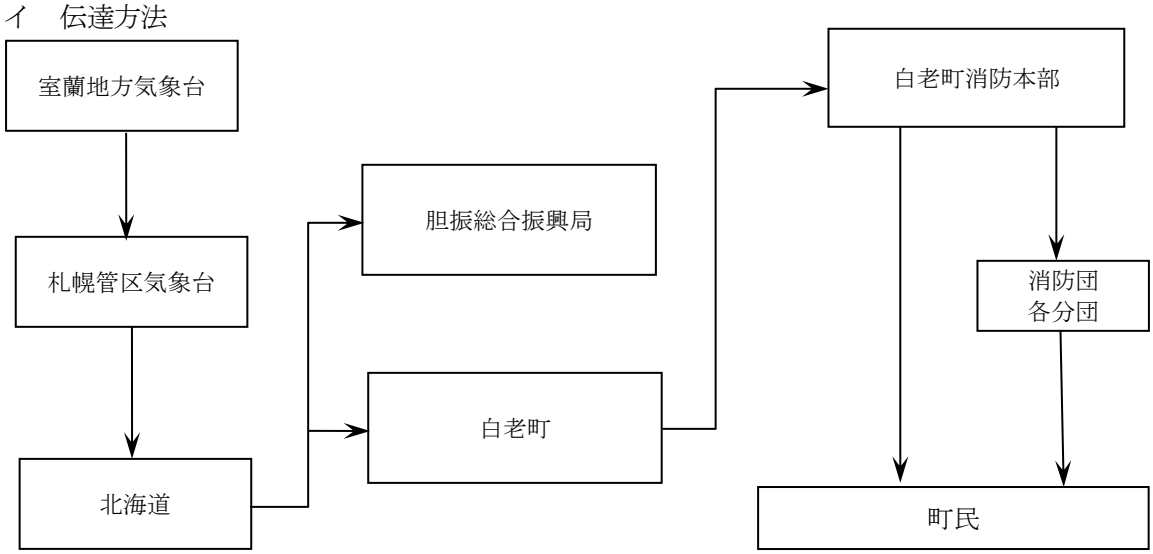
室蘭地方気象台は、消防法第 22 条の規定に基づき火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

ア　室蘭地方気象台の発表基準

実効湿度が 65%以下で最小湿度が 35%以下、若しくは、平均風速が陸上で 12m/s 以上と予想される場合。なお、平均風速が基準以上の予測であっても、降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

イ　伝達方法



（７）気象情報等

ア　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（胆振地方など）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（胆振日高地方など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

イ　時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの３時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

ウ　気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著な現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。

（ア）気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計にようる観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「胆振・日高地方気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

胆振・日高地方の発表基準は、１時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときで

ある。

（イ）気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「胆振・日高地方気象防災速報（線状降水帯）」という表題の情報が気象庁から発表される。

※上記（ア）、（イ）に該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨がふっている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（ウ）気象防災速報（線状降水帯直線予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「胆振・日高地方気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

（エ）気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているとき、気象庁から「胆振・日高地方気象防災速報（竜巻注意）」という表題の情報が発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が「胆振・日高地方気象防災速報（竜巻目撃）」という表題で気象庁から発表される。

これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

エ　地方気象解説情報、府県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの気象解説情報が発表される場合がある。

オ　土砂災害警戒情報

市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

３　異常現象を発見した者の措置等

（１）通報義務

災害が発生し、又は気象等特別警報・警報及び注意報等が発表されている場合等において、河川の増水、看板やトタンの飛来又は崖崩れ等の災害時の異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を次のいずれかに通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

ア　苫小牧警察署
イ　室蘭海上保安部
ウ　白老町消防本部
エ　白老町防災担当部局

（２）警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長（防災担当部局職員）に通報するとともに、その職務に応じた必要な措置を実施するものとする。

（３）町長の通報

町長（防災担当部局職員及び消防職員）は、（１）及び（２）により通報を受けたときは、必要により次の措置をとるものとする。

ア　室蘭地方気象台へ報告すること。

イ　胆振総合振興局へ報告すること。

ウ　町の担当部局に対して、必要な応急対策の実施を依頼すること。

エ　国、道その他の関係機関に対して、必要な応急対策の実施を要請すること。

第３章　災害予防計画

第１節　風水害に強いまちづくり計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

また、風水害における道路・急傾斜地・港湾等の災害の未然防止と迅速な対応を図るため各防災関係機関が相互に協力し、風水害に強いまちづくりを促進する。

第２節　水害予防計画

水害を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、次に定めるところによる。

１　現況

（１）本町の沿岸は、社台から虎杖浜にかけて太平洋に面した海岸と白老港・登別漁港からなり、津波、高潮の危険性が想定されている。また、別々川、社台川、白老川、ウヨロ川、ブウベツ川、フシコベツ川、敷生川の２級河川をはじめ、準用河川、普通河川の計 64 河川を有し、水防法第 14 条により町内２級河川（７河川）に対して浸水想定区域が指定されている。

特に水防上警戒を要する河川は、２級河川の白老川で水位周知河川に指定されている。また、平成 26 年９月には、局地的な短時間大雨等によりウヨロ川、飛生川で河川氾濫や決壊による洪水被害を受け、警戒が必要な河川となっている。

※　河川の現況を資料編に掲載。

２　予防対策

（１）町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

ア　洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

イ　特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

ウ　町民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

エ　気象等特別警報、警報、注意報、情報等を迅速に町民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ＳＮＳ、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化を図るとともに水防上警戒を要する区域の指定の促進や水防

資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

（２）浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ア　浸水想定区域等

（ア）河川

水系名	河川名	指定年月日	浸水想定区域図
別々川水系	別々川	令和４年 11 月８日	資料編に掲載
社台川水系	社台川	令和４年 11 月８日	
白老川水系	白老川	平成 31 年３月 22 日	
	ウヨロ川	令和４年 11 月８日	
	ブウベツ川	令和４年 11 月８日	
フシコベツ川	フシコベツ川	令和４年 11 月８日	
敷生川	敷生川	令和４年 11 月８日	
ポンアヨロ川	ポンアヨロ川	令和４年 11 月８日	

（イ）海岸

沿岸名	海岸名	指定年月日	水防警報区間
日高胆振沿岸	胆振海岸 （白老海岸）	平成 23 年３月 31 日	自　北海道苫小牧市元町１丁目 143 番地南西角 至　北海道白老郡白老町字北吉原 171 番２南西角 ※苫小牧市及び白老町字石山 15 番１南西角から白老町字萩野 62 番西角までを除く。

イ　要配慮者が利用する施設の水位到達情報等の伝達

町は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位到達情報等を電話、ＦＡＸ、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

なお、水位到達情報等の伝達は、次のとおりとする。

水位到達情報報等の伝達系統図



ウ　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保
　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保については、本編第４章「避難対策」によるものとする。
エ　洪水防災マップの作成
　町は、町内２級河川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得などを示した洪水防災マップ（ハザードマップ）を作成し、町民等へ配付するものとする。
オ　浸水想定区域内等の防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、資料編のとおりとする。
カ　要配慮者利用施設における対策
　施設管理者等は、浸水想定区域内に施設がある場合、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設の整備等に関する事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画を作成・変更した場合は町長へ報告しなければならない。
　また、避難確保計画の実効性を高めるため、避難訓練等の実施に努めるものとする。

３　水防計画
本計画とは別に、水防法に基づく「水防計画」を定めるものとする。

第３節　風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

１　予防対策
（１）町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものする。
（２）家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第４節　土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

１　現況
（１）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年５月８日法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。

（令和３年 12 月末時点）

自然現象の種類	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	47	43
土石流	41	13
計	88	56

（２）急傾斜地法の基づく急傾斜地崩壊危険区域の箇所は次のとおり。

（令和３年 12 月末時点）

区　分	箇所数

急傾斜地崩壊危険区域	2

（３）山地災害危険地区調査要領による山地災害危険箇所数は、次のとおりである。

（令和３年 12 月末時点）

区　分	箇所数
山腹崩落危険地区	19
地すべり崩壊危険地区	5
崩壊土砂流出危険地区	39
なだれ危険箇所	0
危険箇所数　計	63

２　予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や町民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

（１）急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の周知を行うとともに道と協力して警戒区域の指定を促進していく。

（２）特に土砂災害等の警戒を要する区域の監視を随時実施するなど管理に万全を期するものとともに、町民に対し、急傾斜地や渓流の異常の報告や町民自身による防災措置などの周知・啓発を図る。

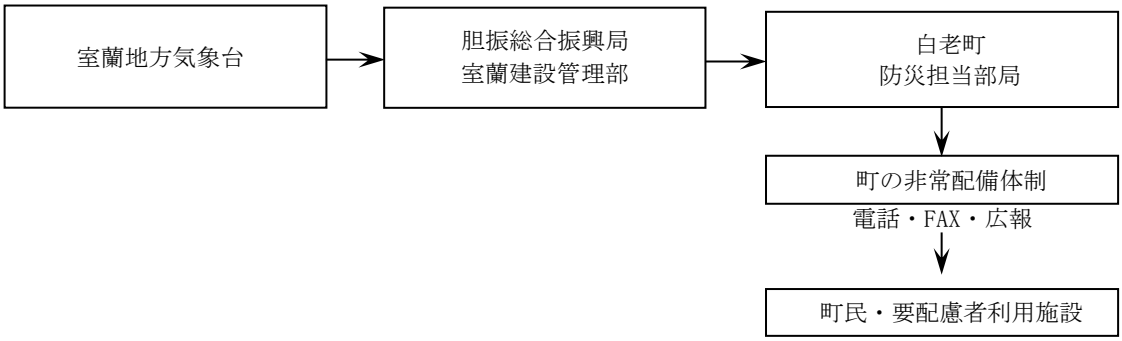
（３）　土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

ア　要配慮者が利用する施設の土砂災害警戒情報等の伝達

町は、土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設について、土砂災害の発生するおそれがある時に、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう土砂災害警戒情報等を電話、ＦＡＸ、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

なお、土砂災害警戒情報等の伝達は、次のとおりとする。

土砂災害警戒情報報等の伝達系統図



イ　土砂災害防災マップの作成

町は、土砂災害警戒区域等の範囲、避難場所、避難時の心得などを示した土砂災害防災マップ（ハザードマップ）を作成し、町民等へ配付するものとする。

ウ　土砂災害警戒区域内等の防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は資料編のとおりとする

エ　要配慮者利用施設における対策

施設管理者等は、土砂災害警戒区域内に施設がある場合、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災体制、避難誘導、施設の整備等に関する事項を定めた避難確保計画を作成するとともに、避難確保計画を作成・変更した場合は町長へ報告しなければならない。

また、避難確保計画の実効性を高めるため、避難訓練等の実施に努めるものとする。

第５節　雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道計画に定める「北海道雪害対策実施要綱」（資料編に掲載）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第６節　融雪害予防計画

融雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道計画に定める「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料編に掲載）により防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第７節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害対策は、道計画に定める「積雪・寒冷対策計画」（資料編に記載）に基づき防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第４章　避難対策計画

第１節　避難対策計画

大雨、暴風等により河川の氾濫や火災の拡大の恐れがあるとき、又は、浸水、崖崩れ等の切迫した危険から、町民の安全を守るための避難対策計画は、次に定めるところによる。

１　避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

（１）町長（基本法第 60 条）

ア　町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める区域の居住者等に対し、次の指示を行う。

（ア）避難のための立退きの指示

（イ）必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

（ウ）緊急安全確保措置の指示

イ　町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ　町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに胆振総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

（２）水防管理者(水防法第 29 条)

ア　水防管理者（水防管理団体である市町村の長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ　水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

（３）知事又はその命を受けた道の職員（基本法第 60 条・第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

ア　知事（胆振総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（胆振総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ　知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第２編第２章第 13 節輸送計画（P60）の定めるところにより関係機関に協力要請す

る。
（４）警察官又は海上保安官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）
ア　警察官又は海上保安官は、（１）のア（イ）により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。
イ　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。
（５）自衛隊(自衛隊法第 94 条等)
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。
ア　町民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第４条)
イ　他人の土地等への立入(警察官職務執行法第６条第１項)
ウ　警戒区域の設定等(基本法第 63 条第３項)
エ　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第 64 条第８項)
オ　町民等への応急措置業務従事命令(基本法第 65 条第３項)

２　避難措置における連絡、助言、協力及び援助
（１）連絡
町、道(胆振総合振興局)、北海道警察本部(苫小牧警察署)、第一管区海上保安本部(室蘭海上保安部)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。
（２）助言
ア　町
町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している室蘭地方気象台及び河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。
イ　国や道の関係機関
町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。
また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。
なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。
（３）協力、援助
ア　苫小牧警察署
町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。
イ　室蘭海上保安部
避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

３　避難指示等の基準
避難指示等及び災害発生情報の発令基準は、原則として次の場合とする。

警戒レベル	区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル３	高齢者等避難	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ・河川水位がレベル３に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後にレベル４に到達することが見込まれる場合 ・レベル３土砂災害警報が発表された場合	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は危険な場所から避難を開始。 ・上記以外の者も、必要に応じ避難準備を開始したり、自主的に避難する。
警戒レベル４	避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・河川水位がレベル４に到達した場合 ・レベル４土砂災害危険警報が発表された場合	・通常の避難行動ができる者は、危険な場所から全員が避難を開始。
警戒レベル５	緊急安全確保	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険が非常に高い又は人的被害が発生した状況 ・河川水位がレベル５に到達した場合 ・レベル５土砂災害特別警報が発表された場合	避難場所等への避難がかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合は、屋内の高所への移動、近傍のより安全で強固な建物等への退避。
解　除		・各警報解除や雨量や河川水位がピークを過ぎ、河川氾濫や土砂災害のおそれがないと判断したとき	・付近の安全を確認した上で自宅へ戻る。 ・被災し自宅へ戻ることができない場合は指定された避難所へ向かう。

４　避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に町民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、町民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ＳＮＳ、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努め、町民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

（１）避難指示等の理由及び内容
（２）指定緊急避難場所等及び経路
（３）火災、盗難の予防措置等
（４）携行品等その他の注意事項

５　避難方法

（１）避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

（２）移送の方法

ア　避難は、避難者が各個に行うことを原則とする。

イ　町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

６　避難行動要支援者の避難行動支援

（１）町の対策

ア　避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ　避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動 要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

（ア）指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

（イ）病院への移送

（ウ）施設等への緊急入所

エ　応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ　在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ　応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

（２）外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置

付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。
ア　多言語による広報の充実
イ　避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
ウ　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

７　避難路及び避難場所等の安全確保

町民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

８　被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９　指定避難所の開設

（１）町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

（２）町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

（３）町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（４）町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（５）町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

（６）町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

（７）避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

１０　指定避難所の運営管理等

（１）町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における

情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（２）町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

（３）町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

（４）町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

（５）町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（６）町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

（７）町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

（８）町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（９）町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

（10）道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（北海道）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
（11）苫小牧警察署は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
（12）道及び町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
（13）町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
　また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
　なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
（14）町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
　なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
（15）町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
（16）町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
（17）避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

１１　広域避難

（１）広域避難の協議等
　町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。
（２）道内における広域避難
　町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。
（３）道外への広域避難
ア　町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
イ　町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（１）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。
（４）避難者の受け入れ
　町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
（５）関係機関の連携
ア　道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
イ　道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあ

い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

１２　広域一時滞在

（１）道内における広域一時滞在

ア　災害発生により、被災町民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災町民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ　道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ胆振総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ　町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災町民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ　町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示するとともに被災町民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ　町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ　協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知する。

キ　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

（２）道外への広域一時滞在

ア　災害発生により、被災町民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災町民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ　知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

ウ　道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

エ　知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ　町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知する。

カ　町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、公示するとともに避難所の管理者等の被災町民への支援に関係する機関に通知する。

キ　知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速

やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

ク　知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

（３）広域一時滞在避難者への対応

道及び町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災町民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災町民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

（４）内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は道が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。